

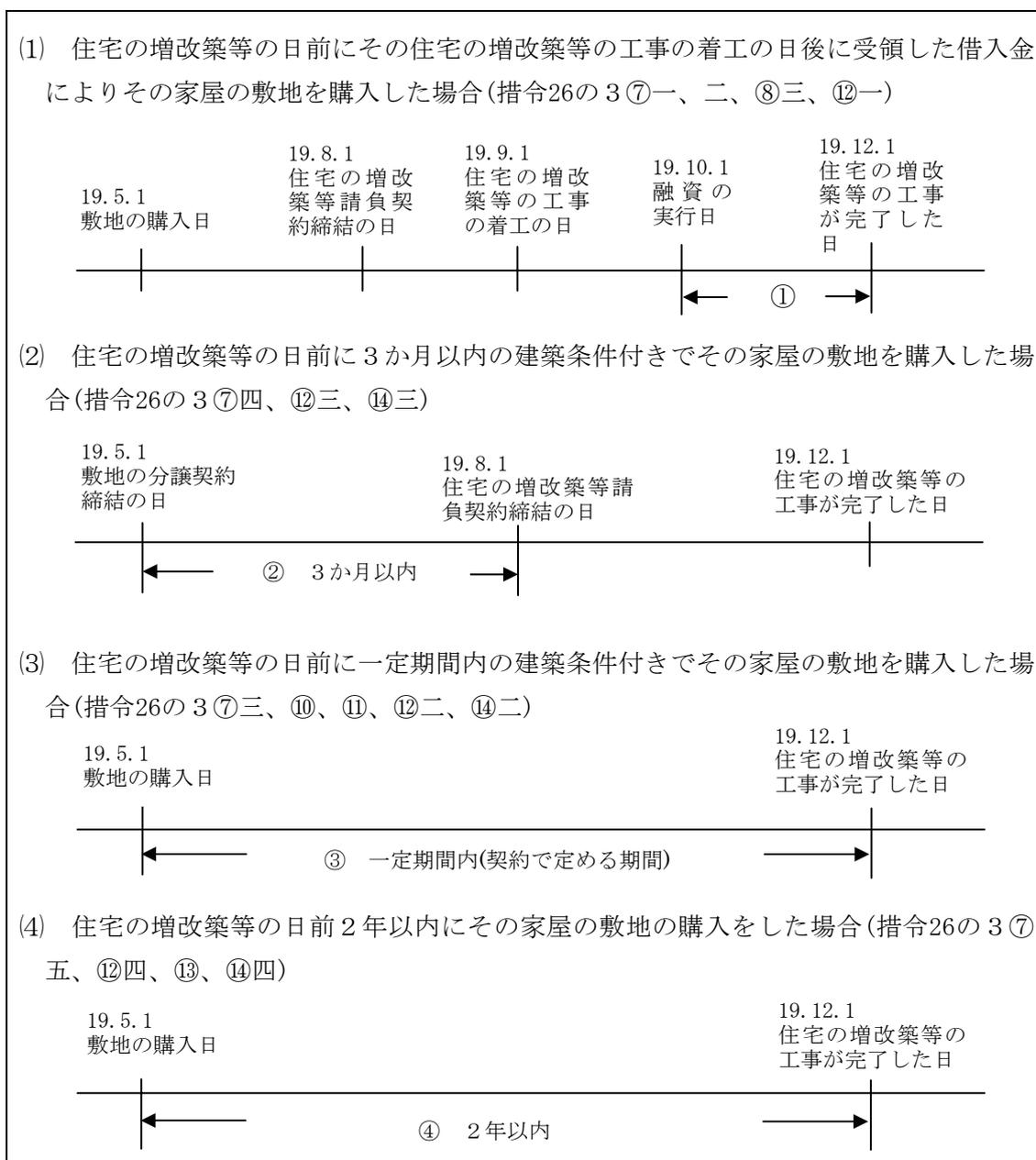
(敷地の先行取得に係る住宅借入金等の範囲)

問16 住宅の増改築等とともにその住宅の増改築等に係る家屋の敷地を購入した場合のその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等については、特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となりますか。

(答)

住宅の増改築等の日前にその住宅の増改築等に係る家屋の敷地の購入に要する資金に充てるために借り入れた借入金又は購入の対価に係る債務で、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等住宅借入金等は次に掲げるとおりです。

【表1 敷地の購入時期】



【表2 敷地の購入に係る住宅借入金等の概要】

区分	敷地の売主の範囲	種類	借入先又は債務の債権者	備考
(1)	制限なし	借入金	独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、国家公務員共済組合、給与所得者の使用者など	特定の転貸融資に限るものがある
(2)	宅地建物取引業者	借入金 (1)を除く)	金融機関、地方公共団体、貸金業者、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、農林漁業団体職員共済組合、公共福利厚生法人、給与所得者の使用者	(2)、(3)それぞれの一定の分譲契約による購入
(3)	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社	借入金 (1)を除く)		
	独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社	債務	敷地の売主	
(4)	制限なし	借入金 (1)(2)(3)を除く)	(2)及び(3)の借入先の範囲と同じ	債権担保のためのその家屋に対する抵当権設定等の要件がある
	給与所得者の使用者	債務	敷地の売主	